

# 八戸市立下長小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「八戸市立下長小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権意識を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 2 校内体制について、評価

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。
- ・構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、改善に向けて次年度の取組に生かす。

## 3 いじめを未然に防止するために

### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として尊重されるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童が主体的に活動することができる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年に2回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。(いじめ根絶宣言)
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、参観日保護者会、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声がけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって話を聞き、悩みや苦しみを受け止め、児童・保護者を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自尊感情や自己肯定感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、委員会を通して校内で情報を共有する。

#### <早期解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者からの相談があった「いじめ」については、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者という二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。そして、いじめることがどれだけ相手を傷付け苦しめているかに気付かせるような指導を行う。また、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携しあっていくことを伝える。

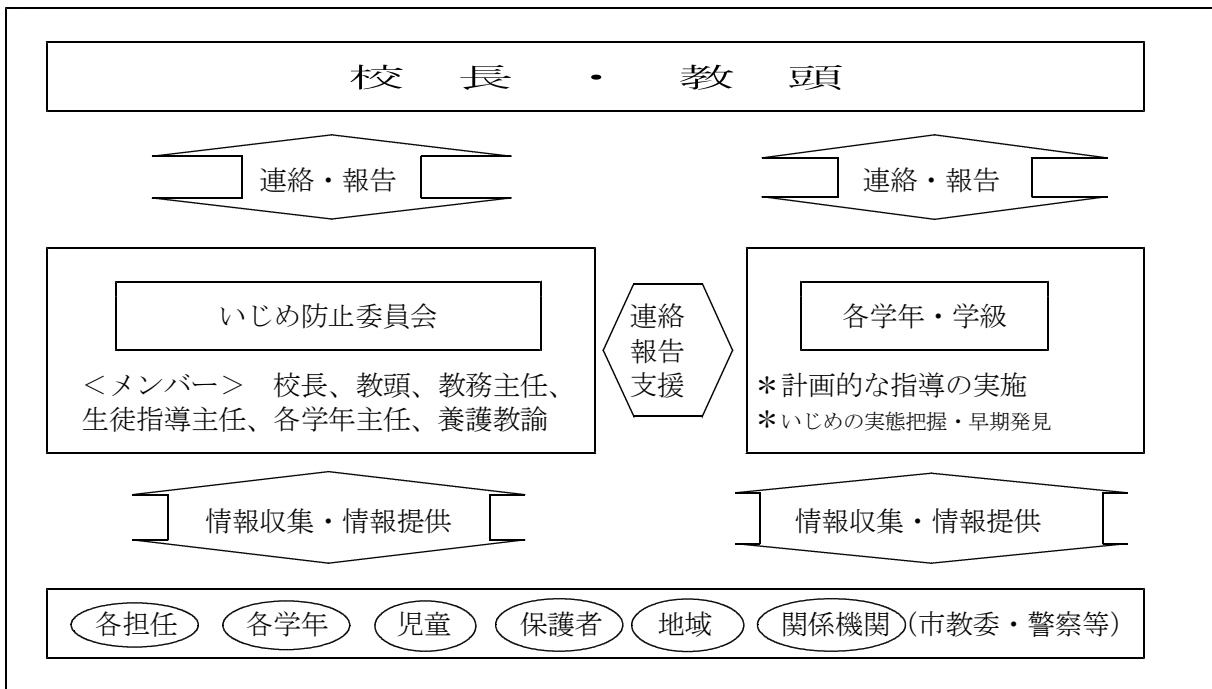
### 5 関係機関との連携について（重大事態への対応）

- ・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域学校連携協議会、青少年生活指導協議会等の会合で、いじめ問題など子どもたちの健全育成について話し合いを進めることをお願いする。

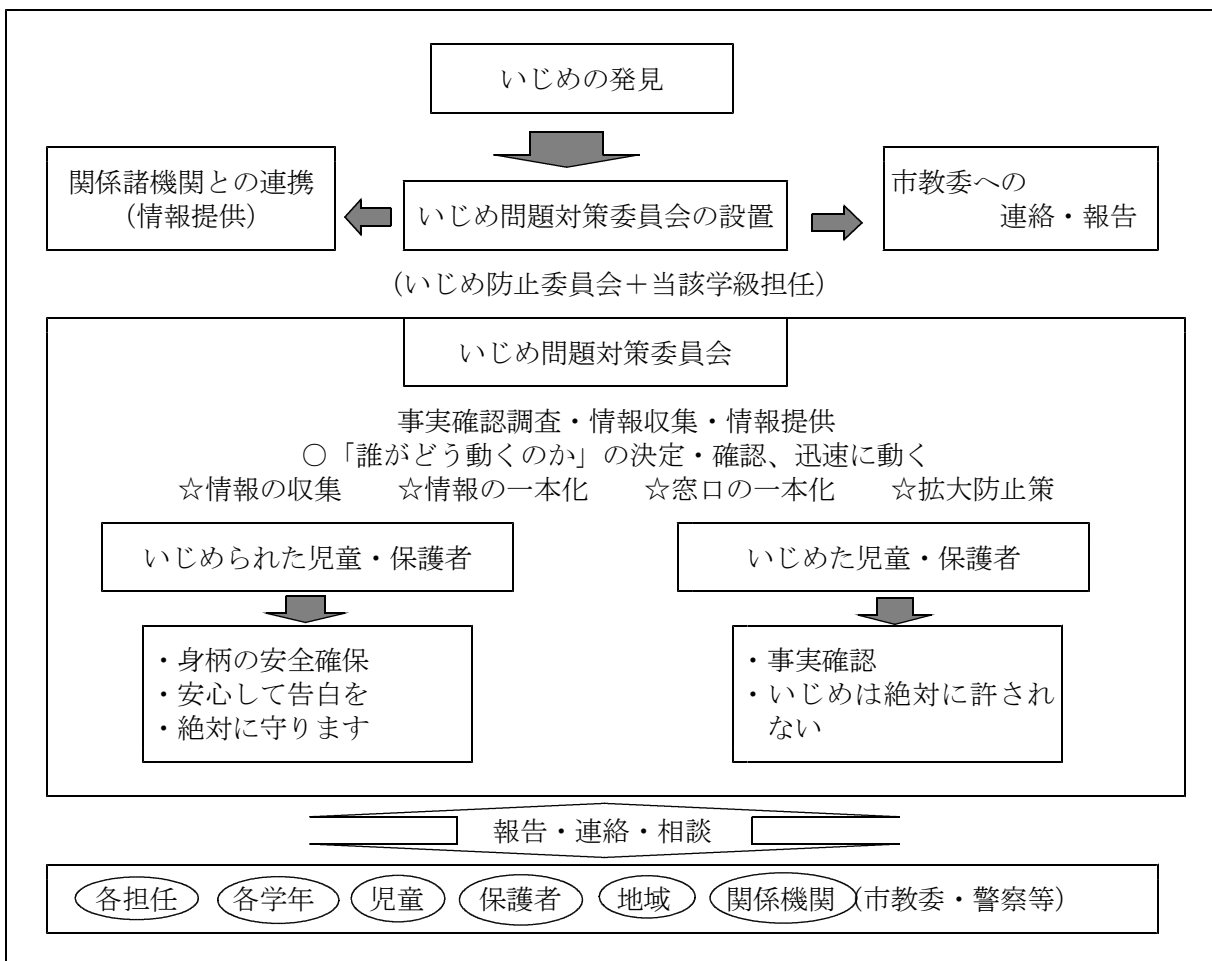
#### <重大事態とは>

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断

6 いじめ防止体制  
I いじめ防止体制（平常時）

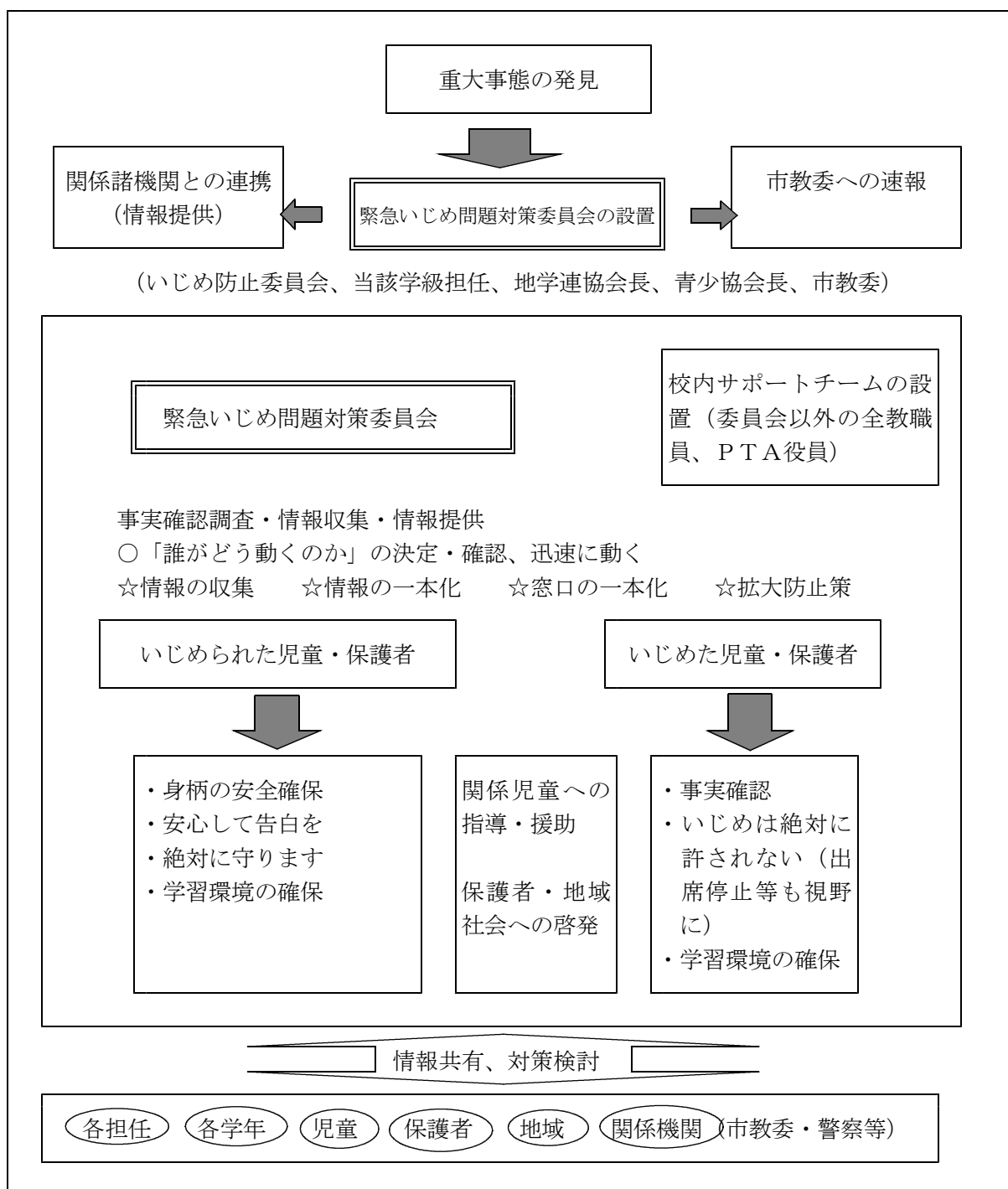


II いじめ防止体制（いじめ発生時）



○いじめの解消(継続して情報交換、援助) ○事後観察・支援の継続 ○学校評価(取組分析・改善)

### Ⅲ いじめ防止体制（重大事態発生時）



○報道等への対応（教育委員会との連携）

○事後観察・支援の継続（ケア等日常観察、関係機関との連携）

○学校評価（取組の分析・改善）

※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルスケア等を行い、全校児童（保護者）の不安を解消させる。